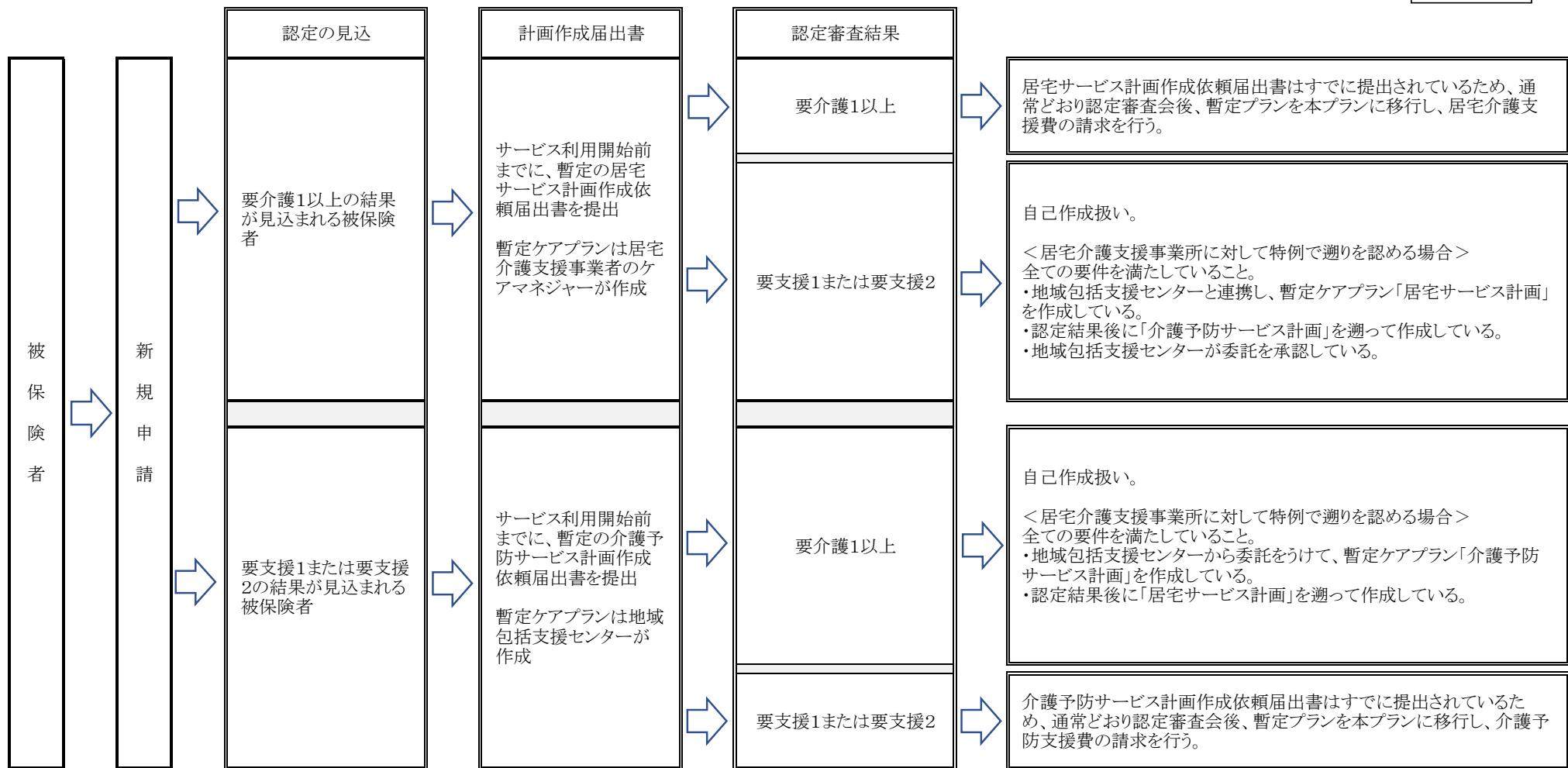


被保険者が新規申請を行った場合の暫定ケアプランの流れ

彦根市



※ 暫定プランの取扱いを行うにあたっては、サービス利用開始前に暫定の届出書を彦根市に提出することが必要です。

※ 届出は上記フロー図の場合を除き、月をまたいで遡りの適用をすることは原則できません。ただし、相当な理由がある場合はこの限りではありません。

※ サービス利用があったにもかかわらず、そのサービス利用月の月末までに届出書が提出されていなければ、居宅介護支援費および介護予防支援費は請求できません。